

前文

Webasto SEおよびその関連会社（以下、「ベバスト」）は、グローバルに事業を展開し、120年以上の歴史を持つ会社として世界的に高い評価を得ている、自動車業界においてトップ100社に入る主要サプライヤーの1社です。当社の経済的な成功は、事業を展開している世界各国の法律、規制、社会的価値を尊重するという当社の継続的な取り組みに起因しています。

従業員、取引先、そして一般社会に対する企業の社会的責任は、当社の原則の不可欠な要素です。国内法および国際法や規制に従うことはもちろん、倫理的価値観や基準、社内の方針や規則を遵守すること（以下、「コンプライアンス」）も、この責任を果たすために不可欠な要素です。それこそが、当社が望む唯一の事業のあり方なのです。

コンプライアンス管理システム（以下、「**CMS**」）を含むコーポレート・ガバナンス・システムは、ベバストにおけるコンプライアンス確保の取り組みをサポートしています。ベバストのグローバル行動規範（以下、「**ベバスト行動規範**」）は、この**CMS**の重要部分であり、私たちの日常業務における行動指針となっています。この「**ベバスト行動規範**」は、当社のサプライヤーに関する具体的な行動規範（以下、「**ベバストサプライヤー行動規範**」）によって補完されています。

ベバストにおけるコンプライアンスは、全従業員がこうした社内外の規則を守ることによってのみ機能します。法律や社内規則の違反、その他の不正行為や悪用は、早期に発見し、断固として対処しなければなりません。そのため、当社は告発システム（以下、「**ベバスト告発システム**」）を導入し、当社の従業員、取引先、およびその他の第三者が、ベバストにおける実際のコンプライアンス違反またはその可能性のある事案、およびその他の形態の不正行為に関する指摘を、秘密厳守かつ匿名で送ることができるようにしています。このツールを使用することで、ベバスト、その従業員、および取引先への損害を回避または削減するために、不正行為を早期に特定し、排除することができます。ベバスト告発システムへのダイレクトリンクは以下をご覧ください。

ベバストにとってコンプライアンスは重要です。当社の法的・社会的な義務を果たすため、また、事業の継続的な成功のために、コンプライアンスは不可欠です。ベバストのコンプライアンスを継続的に向上させるため、ぜひ当社をご支援いただきますようお願い申し上げます。

当社の正しい行動の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

2022年2月

ホルガー・エンゲルマン博士（Dr. Holger Engelmann）

Webasto SE取締役会長

目次

前文 1

目次 2

1.	一般的なコンプライアンス原則	3
2.	ビジネス倫理原則	3
2.1	汚職防止	3
2.2	贈答品、接待、および招待	3
2.3	寄付および後援活動	3
2.4	反競争的行為	4
2.5	マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止	4
2.6	利益相反	4
3.	輸出管理および制裁法	4
4.	会社資産およびその他のデータの保護	4
4.1	会社資産の取り扱い	4
4.2	情報セキュリティと会社関連データおよび個人データの保護	5
5.	税金と関税	5
6.	社会および環境原則	5
6.1	人権	5
6.2	社会貢献	6
6.3	機会均等と差別の撤廃	6
6.4	持続可能性、環境、健康と安全、製品の安全性	6
7.	相談、不正行為の通報および連絡先担当者	6

1. 一般的なコンプライアンス原則

ベバストは、適用される全ての地域、国、および国際的な法律および規制を尊重し、遵守します。ベバストの成功は、関連法規、労働協約、および拘束力のある社内方針の遵守に大きく依存しています。これらの法規に違反した場合、当社だけでなく、当社従業員、取引先、およびその他多くの関係者に深刻な結果をもたらす可能性があります。

「ベバスト行動規範」は、責任ある経営に関する当社の規則の中核をなすものであり、当社の日常業務遂行上のガイドラインとして機能します。この行動規範は、ベバスト・グループのそれぞれの経営陣、管理職、および各従業員（以下、総称して「従業員」）に対する拘束力のある方針を示しています。

すべての従業員は、コンプライアンスに違反した場合、重大な結果をもたらすことを想定しなければなりません。それぞれの違反の重大性に応じて、懲戒処分、民法に基づく損害賠償請求、または刑事制裁が課される恐れがあります。

2. ビジネス倫理原則

2.1 汚職防止

ベバストは、あらゆる形態の贈収賄および汚職を容認せず、拒否します。これは個人だけでなく、会社、当局、およびその他の機関にも適用されます。当社は、直接・間接を問わず、また民間・公共部門を問わず、他者から賄賂を受け取ることや、他者に賄賂を申し出ることはしません。

汚職は刑事制裁の対象であり、従業員の刑事告発と罰則につながる可能性があります。さらに、当局が会社としてベバストに対して金銭的罰則を科すリスクもあります。公務員、すなわち政府、政府機関、その他の公的機関に雇用されている自然人が関与している場合は、刑事告発や罰則、金銭的罰則のリスクは、個々の事案においてさらに深刻になる可能性があります。

全従業員は、ベバストが事業を行う国の汚職防止法を遵守する必要があります。さらに、ベバストは、取引先が「ベバスト行動規範」と「ベバストサプライヤー行動規範」の原則に従って行動し、全ての法的要件（特に汚職と贈収賄の回避に関する要件）を遵守することを期待します。

2.2 贈答品、接待、および招待

ビジネスに関連する個人に対する便益、特に贈答品、接待、もしくはイベントへの招待を含むがこれらに限定されない便益の授受は、適切で、透明性が確保されている場合にのみ許容されます。不適切な便益の供与は、当社従業員の誠実さや中立性に疑念を生じさせるリスクや、個別の事案において直接的または間接的な汚職の犯罪行為や犯罪の要素を構成するリスクがあります。

従業員は、法的に許される範囲内で、特に「ベバスト行動規範」の諸規定と、これに限定されないベバストの諸方針の枠内においてのみ、直接的または間接的に、あらゆる種類の利益または便宜を授受することができます。いかなる形においても、民間部門または公的部門の人物に影響を及ぼす目的での便宜の授受は禁止されています。

2.3 寄付および後援活動

寄付の目的は、非営利活動を促進することです。後援活動は、ベバストの好ましいパブリックイメージと認知度を持続的に高める目的で行われます。この種の便益は賄賂とみなされる可能性もあるため、寄付や後援の依頼や申し出には注意が必要です。利益相反を回避するため、全ての寄付および後援活動は、適用される法律およびベバストの社内規定に準拠する必要があります。

2.4 反競争的行為

ベバストはいかなる反競争的行為も容認せず、国内および国際的な競争法と独占禁止法を遵守し、自由で公正かつ妨害のない競争のみに基づいて事業を行います。

市場における自由競争の確保は、全ての消費者の利益につながります。このため、適用される競争法および反トラスト法では、自由競争を実際に妨げ、制限し、歪める商慣行、あるいは上記に適した商慣行、あるいは競争を妨げ、制限し、または歪めることを目的とする商慣行を禁止しています。

反競争的行為、特にベバストとベバストの競合会社間における同種の行為は、ベバストに対する民法上の多額の金銭的罰則および損害賠償請求、ならびにそれぞれの従業員の刑事訴追につながる可能性があります。さらに、これはベバストの評判を大きく損なうこととなります。ベバストは、従業員が競争法および反トラスト法に違反する行為に関与しないことを求め、要請します。

2.5 マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止

ベバストは、顧客、取引先、およびその他の取引を意図する第三者の身元を注意深く確認します。当社は、法的規定に沿って事業を行い、合法的なソースからの資源を使用する信頼できる取引先とのみ取引を行うことを宣言しています。

私たちは、マネーロンダリングやテロ資金供与に関連する活動に関与することも、かかる活動を許可または容認することはありません。各従業員は、マネーロンダリングが疑われる可能性のある全ての金融取引を通報して、また、こうした取引の審査をコンプライアンス部門に開始してもらう必要があります。

2.6 利益相反

従業員は会社の健全性実現のために全力を尽くします。そのため、ベバストは全従業員に忠誠心と誠実さを期待しています。全従業員には、会社に対してあらゆる業務能力を発揮し、割り当てられた業務を各自の知識と能力の限りを尽くして遂行する義務があります。従業員は、ベバストの同意がない限り、この義務を損なう可能性のある副業やその他の活動をしてはなりません。

いかなる従業員も、ベバストにおける自らの地位を、自己の利益、家族、関係者または関係企業の利益のために利用してはなりません。ベバストとの取引関係を維持する個人または会社と、利益相反につながる可能性のある関係を持つ従業員は、自らの意思で、人事部または担当のコンプライアンス責任者に対してその事実を書面で報告する必要があります。

3. 輸出管理および制裁法

特にドイツ、米国、欧州連合（EU）で適用される、国際テロとの戦いの要件を含む輸出管理に関する法的規制によって、安全保障上の政治的理由から、国または経済圏による物品またはサービスの交換は制限されています。

ベバストは、適切なプロセスにより、第三者との取引およびベバスト・グループ内での活動が輸出管理および制裁法に抵触しないことを保証します。物品、サービス、ソフトウェアまたは技術の輸出入に関する全従業員は、関連する輸出管理法および輸出入規制を遵守する必要があります。

4. 会社資産およびその他のデータの保護

4.1 会社資産の取り扱い

ベバストは多くの有形資産および無形資産を所有しています。これは、固定資産および流動資産（建物、生産機械設備・機器など）に関しては明らかです。しかし、特に事業秘密および企業秘密と、これらに限定されないあらゆる事業情報（事業計画、財務データ、顧客情報、知的財産など）もベバストの資産です。

ベバストは、あらゆる有形・無形の資産を慎重かつ責任を持って保護します。従業員は、かかる資産を業務目的のみに使用し、常に秘密保持を確保するものとします。ベバストの資産の不正な開示、譲渡、ライセンス供与、継承またはその他の使用は、ベバストに多大な損害を与える可能性があります。

上記は、第三者の資産にも同様に適用されます。かかる資産の不正使用は認められません。

4.2 情報セキュリティと会社関連データおよび個人データの保護

ベバストの事業活動を効率的かつ適切に遂行し、イノベーションをサポートするためには、ハードウェア、ソフトウェア、インフラストラクチャ、およびクラウドシステムを含む電子的手段などの情報技術の利用が不可欠であり、これには多額の投資が必要とされ、また、ベバストの重要な資産となります。

さらに、ベバストの任意のデータと情報、ならびに従業員、顧客、サプライヤーまたはその他の取引先の個人データは、知的財産権法、サイバーセキュリティ法、データ保護法などの適用される法により保護されます。特に、個人データの収集、保管、処理またはその他の使用には、情報を提供した上での同意、または法令に基づく関係者の自発的な事前の同意が必要です。

ベバストは、関連する技術的・組織的な安全基準を活用し、適切な秘密保持措置を講じることにより、自社のデータと情報、および従業員、顧客、サプライヤーおよび取引先の個人データを保護します。

5. 税金と関税

ベバストは、ベバストに所属する会社に適用される国内と国際的な税務および関税規制（法律、金融当局が発行する通達、税務裁判所の判決、行政行為など）が遵守されることを保証します。当社は、不適切な租税回避戦略はとりません。

6. 社会および環境原則

6.1 人権

倫理的行動はベバストの基本原則です。ベバストは、国連の世界人権宣言、人権と基本的自由の保護のための欧州条約、2021年7月16日のサプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関するドイツ法（以下、「SCDDA法」）に従って、人権保護に適用される規制を尊重、保護、推進します。これはベバスト・グループ内だけでなく、外部の第三者にも適用されます。児童労働、特に若年労働者に適用される規制の違反や、いかなる種類・形態の現代の奴隷制度または強制労働も、ベバスト内では容認されません。

したがって、当社はベバスト内であれ、社外の第三者に対してであれ、他者とのやり取りにおいて人権を尊重します。各従業員は、職場環境における人権および基本的自由の侵害の兆候を通報する義務があります。ベバストは、自社の従業員が代表組織を結成して、労働条件に関する団体交渉に参加する権利を認めます。ベバストは、自社の従業員に対し、少なくとも当該経済地域で適用される法定最低賃金と、追加の手当を含む競争力のある報酬を支払います。ベバストは男女に平等な機会を提供します。ベバストの会社方針は、従業員が性別、人種、民族的出自、出身国、宗教や信条、年齢、障がいの有無、性的指向、またはその他法律で保護されている特性によって差別を受けないことを保証するものです。ベバストは、土地、森林、および水域から不法に立ち退かせることをせず、またこれを不法に奪うことはありません。土地、森林、および水域はその使用により、個人、地域社会、および先住民の生活が保障されるものです。ベバストは、拷問を行い、生命と身体を傷つけ、結社・連合の自由に影響を及ぼすなど、人権を無視する民間の警備サービス事業者と契約することや、公的な治安部隊を使用することはありません。

6.2 社会貢献

ベバストは自らの社会的責任を認識しています。当社の国内子会社および世界各地の拠点では、各地域で長年にわたり慈善事業に携わってきました。ベバストはまた、その法人の国境を越えて活動しており、ベバスト財団を通じて世界中の慈善事業、団体、機関に資金を提供しています。ベバスト財団は、一般的な人々だけでなく、従業員に対しても、私生活、職業生活、および社会生活において、他者のためにより多くのことを行うよう奨励することを目的としています。

6.3 機会均等と差別の撤廃

機会均等と差別の撤廃は、ベバストの会社方針および企業文化の重要な原則です。そのグローバルな事業活動のため、ベバストは多くの異なる文化に接し、新しいアプローチやその他のアプローチに対してオープンかつ寛容であり続けてきました。ベバストは多様性を尊重し、促進します。従業員が持つ様々な背景、文化、言語、および思想は、イノベーションを生み出すことにより、ベバストの競争優位性を維持するのに役立っています。日常業務において、ベバストは原則として、全従業員の賃金と福利厚生、労働時間、および結社の自由に関して適用される法律を尊重し、保護します。

したがって、ベバストは全員に対して平等な機会を提供しています。ベバストの会社方針は、従業員が性別、人種、民族的出自、出身国、宗教や信条、年齢、障がいの有無、性的指向、またはその他法律で保護されている特性によって差別されたり、嫌がらせを受けたりしないことを保証するものです。

6.4 持続可能性、環境、健康と安全、製品の安全性

ベバストは、環境保護、従業員の健康と安全、製品の安全性に関する問題を、品質、生産性、コスト効率に関する問題と同程度の責任を持って取り扱っています。持続可能な発展に対する約束の一環として、当社の活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑えるために、当社では新しい持続可能な技術やプロセス（廃棄物や水消費量の削減、水質と大気の質の改善、化学物質のコントロール、温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの使用など）を積極的に導入しています。

ベバストは、適用される健康法、労働安全法、環境保護法、製品安全法、ならびに会社方針およびベバストプラクティス基準を遵守して事業を行います。ベバストは、安全で健康的かつ清潔な労働環境を確保し、環境を保護するために、適切かつ実行可能なあらゆる手段を講じ、また、製品の安全性に関する法的要件と技術的要件および基準（すなわち、技術的なコンプライアンス）を全て考慮します。ベバストは児童労働および強制労働の禁止を遵守します。ベバストは、SCDDA法の実施枠内において、SCDDA法第2条(3)で定められている環境の義務の遵守を約束しており、また、2001年の残留性有機汚染物質に関する国連ストックホルム条約、2013年の水銀に関する国連水俣条約、1989年3月22日のバーゼル条約を参照しています。

当社は、ベバストの労働安全、環境保護、製品の安全性の方針を、必要とされる技術的、組織的、および人員の措置の全てを用いて、体系的に実施します。

7. 相談、不正行為の通報および連絡先担当者

全従業員は、国内法または国際法、労働協約または拘束力のある社内規定に違反すると、それぞれの会社、従業員、取引先に多大な損害をもたらす可能性があるという事実を認識しなければなりません。

コンプライアンス違反の疑いまたは実際の違反に積極的に対処することによってのみ、ベバスト社内の全ての人の利益と権利を保護し、損害から守ることができます。

従業員は、法令、ベバストの諸方針、社内規則、特に本書に記載されている行動規範に違反する行為があった場合、自分の上司、現地のコンプライアンス責任者、最高コンプライアンス責任者、またはベバストの税関担当管理職宛てに直接 (compliance@webasto.com またはイントラネット経由で) 通報する必要があります。ベバスト外部の告発者ホットライン (<https://www.bkms-system.com/webasto>) を利用し、匿名でコンプライアンスに関する事案を通報することも可能です。この連絡先は第三者も利用できます。

ベバストは、自社の従業員およびベバスト社外の人物に対し、ベバストまたはベバストのサプライヤーにおける違反の疑いを通報することを明示的に奨励しています。ベバストは、告発システムの利用によって生じる個人に対する差別や抑圧的な措置を非難し、合理的で法的に可能な限り、通報者を保護することを約束します。

全ての違反通報は調査が行われ、不正行為が証明された場合には適切な制裁が課されます。